

平成十八年四月七日受領
答弁第一八八号

内閣衆質一六四第一八八号

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度住居手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度住居手当に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年三月二十七日現在における外務省の在外職員（以下「在外職員」という。）の数は、三千百九十七人である。

二及び三について

お尋ねの人数については、詳細な調査を要するため、外務省としてお答えすることは困難である。なお、派遣員は、在外職員ではない。

四について

平成十八年度予算における在外職員の住居手当（以下「住居手当」という。）の額は、八十五億二千二百万八千円である。

五について

外務人事審議会は、平成十七年十一月に、平成十八年度における住居手当の予算について、外務大臣に對し、在外職員のために適切な住居手当を確保すること等を内容とする勧告を行った。

六について

外務省は、各年度の在外職員の住居手当の予算要求については、それぞれの在外公館における在外職員
の契約家賃額と住居手当の限度額とを比較し、主要国外交官等の住居の家賃額等の事情も勘案の上、行っ
ている。